

残留性有機汚染物質に係るストックホルム条約に基づく 国内実施計画（National Implementation Plan）素案

前文

- ・ P O P s 条約の概要紹介
- ・ 国内実施計画の性格（目的）策定までの手続きを記載

第1章 基本的な考え方

- ・ POPs対策の基本的な考え方を整理
- ・ 具体的には、POPsのライフサイクルのすべての段階での対策の実施、関係者の適切な役割分担の下での対策の実施等

第2章 残留性有機汚染物質の現状と課題

第1節 施策の実施状況

- (1) 残留性有機汚染物質に係る法制度の概要
- (2) 残留性有機汚染物質に係る規制的措施及び行政的措施の概要
 - ・ 条約の対象となるPOPsについて個々に記述。残存状況についても記述。
 - ・ 総生産量、輸出入量並びに輸出入の相手国の把握に関してもここで記述。

第2節 一般環境の状況

- (1) 物質別汚染状況の推移
- (2) 媒体別汚染状況の推移

第3節 講じた施策の有効性の評価と課題

第3章 具体的な施策の展開

第1節 非意図的生成物の排出削減のための行動計画

- (1) ダイオキシン類
 - ・ 概要のみ記載（ダイオキシン法に基づく計画は参考資料として添付）
- (2) ヘキサクロロベンゼン
- (3) ポリ塩化ビフェニル

第2節 ポリ塩化ビフェニルの廃絶のための取組

- (1) 使用の禁止
 - ・ PCB含有機器等の使用、保管状況の継続的把握とラベル表示等の徹底による紛失等の防止策
 - ・ 保管量の推移についての見通し
- (2) 廃絶
 - ・ 施設整備の見通しと、保管量の推移に応じた施設整備の必要量についての見通し（PCB廃棄物処理推進特別措置法に基づく基本計画を参考資料として添付）

第3節 在庫（ストックパイル）及び廃棄物の適正管理及び処理のための取組

- (1) 埋設農薬
 - ・ 在庫（ストックパイル）の特定（存在量の把握等）及び適正管理

- ・ 処理
- (2) 廃クロルデン類
 - ・ 在庫（ストックパイル）の特定（存在量の把握等）及び適正管理
 - ・ 処理
- (3) ダイオキシン類に汚染された廃棄物
 - ・ 特定（存在量の把握）及び処理

第4節 汚染された場所の特定のための取組

- ・ 汚染された場所の状況（埋設農薬、ダイオキシン類）
- ・ 特定のための取組（ダイオキシン類土壤汚染対策計画は参考資料）

第5節 環境監視のための取組

- ・ POPs モニタリング等について記載

第4章 国際的取組

第1節 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく取組

- (1) POPs 候補物質への対応
- (2) 途上国への支援

第2節 関連する諸条約との連携

ロッテルダム条約（PIC条約）及びバーゼル条約との連携

第5章 情報の公開及び意識啓発

第1節 情報の提供

第2節 リスクコミュニケーションの推進

第3節 計画的な広報活動

第6章 実施計画の効果的実施

実行体制と各主体の連携、各種計画との連携、実施計画の見直し、フォローアップ

参考資料1：条約対象物質の概要

参考資料2：関連法の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

農薬取締法

ダイオキシン類対策特別措置法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

参考資料3：ダイオキシン類対策特別措置法に基づく計画

参考資料4：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく計画

参考資料5：ダイオキシン類土壤汚染対策計画